

銀行口座が作れない

かつては銀行口座を開設することなど簡単なことで、同じ銀行の同じ支店に複数の口座を持っていることなど決して珍しいことではありませんでした。

先日、株式会社フランチャイズブレイン社を立ち上げ、早速銀行口座を作ろうと意気込んで銀行に行ったところ、早速躊躇ってしまいました。

実は、私の個人としての事業は8月で終了し、9月より新法人が業務を引き継いでいます。従って、9月になってからの業務の報酬は当然に新法人の売上となります。ところが、仕事は終えたけど、振込先の銀行口座がないということで、取引先から苦情が届いています。

銀行から指示された通りに、定款の写し、履歴事項全部証明書、代表者身分証明書、法人印鑑証明書、法人設立趣意書、開設時貸借対照表、株主名簿、税務署に提出した事業開始届け、給与支払い開始届けなどをもれなく提出しました。訪ねた銀行は35年以上の取引歴があり、住宅ローンまで借りている三井住友銀行阿佐ヶ谷支店、窓口のお姉ちゃんによれば「新設法人の預金口座はすぐには開設できない」という冷たい返答。これからこれらの資料を基に審査することでした。

3日ほどたって銀行から連絡があり、審査はパスしたものの、さらに登記上の本店所在地となっている建物の賃貸借契約書又は登記簿謄本が必要と連絡がありました。会社の本店所在地は自宅であるため、その自宅が私の名義であることの確認が必要なのだそうです。本日、法務局まで行って建物の謄本を取得しましたので、これでなんとか株式会社フランチャイズブレインの普通預金口座が開設できそうです。

銀行がここまで口座開設に厳格になっている理由は、警察庁からの指導が背景にあるようです。そして、警察庁がこれほど神経質になっているのは振込詐欺の温床になっている架空口座を作らせないためのようです。

ネットで得た情報では、最近では、バーチャルオフィスを利用して創業した場合、銀行口座開設は不可。自宅でパソコン1台で創業するような形態でも口座開設が難しいようです。

振込め詐欺は卑劣な犯罪の典型です。何とか振り込め詐欺を失くしてもらいたいのは同感ですが、我々の自由な経済活動にも影響があるのは困りものです。

※無断転用を禁じます。